

けんさつちよう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりよう かい
検察庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（改
ていあん かん いけん ぼしゅう けつ か
定案）に関する意見募集の結果について

れいわねんがっ
令和6年3月
さいこうけんさつちよう
最高検察庁

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう だい
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9
じょうだい こうもと けんさつちよう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん
条第1項に基づき、検察庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する
たいおうようりよう れいわねん がっ にち げつ がっ にち か こくみん みなさま
対応要領について、令和5年10月23日（月）から11月21日（火）まで、国民の皆様
から広く御意見を募集したところ、14件（個人8件、団体6件）の御意見をいただき
ひろ ごいけん ぼしゅう けん こじん けん だんたい けん ごいけん
きました。

その概要を別紙のとおり取りまとめましたので公表します。

なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見は適宜要約するとともに、内容
ちやくせつかんけい ごいけん しょうりやく
に直接関係のない御意見は省略させていただいております。

今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げますと
こんかい ごいけん よ かたがた ごきょうりよく あつ おれいもう あ
ともに、今後とも御協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

とਿਆわ きき
【問合せ先】

さいこうけんさつちよう きかくちよう さか
最高検察庁企画調査課

とうきやうとちよだくかすみ せき
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-1

ないせん
TEL 03-3592-5611（内線3032）